

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 三六
  - 道路の区域を変更する件三件 三六
  - 道路の供用を開始する件 三九
  - 都市計画事業を認可した件二件 三九
- 公告
  - 肥料を登録した件 三九
  - 一般競争入札を行う件 三九
- 福島県人事委員会
  - 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 四〇

## 告 示

### 福島県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、須賀川市土地改良区から平成二十九年六月二十日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月五日認可した。

平成二十九年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、猪苗代町土地改良区から平成二十九年六月二十日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月五日認可した。

平成二十九年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

### 福島県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十九年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	伊達市前川原一七番一 地先から 同 市広前一六番一地 先まで	変更前	一五・六 三八・八	二二六・八
	伊達市前川原一九番三 地先から 同 市広前一六番一地 先まで	変更後	一五・六 三八・八	二五〇・八

(道路計画課)

### 福島県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十九年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道庭坂 福島線	福島市野田町七丁目一 三番四七地先から 同 市野田町五丁目三 番一七地先まで	変更前 A 七・五ノ 三二・五	四五四・一
	福島市野田町七丁目一 三番四七地先から 同 市野田町五丁目三 番一七地先まで	変更後 A 七・五ノ 三一・五	四五四・一
	福島市野田町七丁目一 四五番二地先から 同 市野田町五丁目一 番二九地先まで	B 二七・〇ノ 四五・〇	四二七・〇

(道路計画課)

**福島県告示第五百十号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
 計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十九年七月十四日から二週間一般の縦覧  
 に供する。  
 平成二十九年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 長
一般国道 四〇一号	大沼郡会津美里町字高 田村東乙一九五七番六 地先から 同 郡同 町字台 ノ下甲四一三七番三地 先まで	変更前 変更後	一一・六ノ 二八・八	六一八・〇 六一八・〇

(道路計画課)

**福島県告示第五百十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若  
 松建設事務所平成二十九年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四〇一号	大沼郡会津美里町字高田村東乙一 九五七番六地先から 同 郡同 町字台ノ下甲四一 三七番三地先まで	平成二十九年七月一四日

(道路計画課)

**福島県告示第五百十二号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事  
 業について、次のとおり認可した。  
 平成二十九年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 福家産業・一条工務店平幕ノ内宅地開発共同企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平幕ノ内一団地の住宅施設
- 三 事業施行期間 平成二十九年七月十四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 いわき市のうち  
平幕ノ内字水穴の一部、平幕ノ内字田中の一部、平幕ノ内字  
西田の一部、平幕ノ内字大内の一部、平幕ノ内字高田の一部  
及び平字我曾内の一部の区域  
使用の部分 いわき市平字田中の一部

(まちづくり推進課)

**福島県告示第五百十三号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事  
 業について、次のとおり認可した。  
 平成二十九年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 株式会社ケイエスプランニング
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 渡辺町洞一団地の住宅施設
- 三 事業施行期間 平成二十九年七月十四日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

使用の部分

いわき市のうち  
渡辺町洞字関田の一部の区域いわき市のうち  
渡辺町洞字関田の一部及び渡辺町洞字勝キ田の一部の区域  
(まちづくり推進課)

## 公 告

## 公告第百六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十九年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	853	肥料の種類	混合有機質肥料	肥料の名称	混合有機質肥料 パー4号	保証成分量(%)			その他 の規格	氏名又は 名称	住所	登録 の有 効期 限
						窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
						4.5	3.0	—				
						含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。			大栄物産 株式会社	東京 都江 東区 佐賀 一丁 目6 番10 号	平成 35年 7月 2日	

(農業総合センター)

## 公告第164号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年7月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ドローン用空域モニタリング装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月30日（金）
- (4) 納入場所 （仮称）福島ロボットテストフィールドほか計2か所

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年8月9日

(水) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年7月14日(金)から同年8月9日(水)まで(土曜日、日曜日及び7月17日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年7月20日(木)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年8月29日(火)午後3時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airspace Monitoring Equipment For Drone 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 3:00 p.m., 29 August 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 28 August 2017

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

## 福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十四日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

## 福島県人事委員会規則第十七号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員

等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表南相馬市の項中「副診療部長」を「副診療部長 地域医療連携室長」に、「副看護部長」を「副看護部長 看護管理室長」に、「事務次長 課長」を「事務次長 課長 経営企画室長」に改め、同表伊達市の項中「地域振興対策室長」を「地域振興対策室長 契約検査室長」に改め、同表岩瀬郡天栄村の項中「教育委員会 教育長

を「教育委員会事務局 教育次長 課長」に改め、同表西白河郡中島村の項中「課長」

「保育所 所長」を「保育所 所長 児童館 館長」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中「主幹 総務

係長」を「副課長 総務係長」に、「室長 担当課長 主幹」を「担当課長 副課長」

に、「保育園 園長」を「保育園 園長 幼稚園 園長」に改め、同表双葉郡富岡町の項中「いわき支

所 支所長」を「いわき支所 支所長」に改め、同表双葉郡檜葉町の項中「会津美里出

張所 所長」を「会津美里出張所 所長」に改め、同表双葉郡浪江町の項中「復興再生

事務所 所長」を「二本松事務所 課長」に改め、同表安達地方広域行政組合の項中「衛

生センター」を「あだたら環境共生センター」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）